

2025年6月8日

製品設計行為やそれに付随する特許権行使の独禁法からの制限

[三好内外国特許事務所](#)

[弁理士 高橋俊一](#)



特許権侵害訴訟において、権利濫用(民法第1条3項)が争われたものとしてキルビー特許事件(平成10年(オ)第364号)が有名であり、この訴訟以降、被疑侵害者側の抗弁として権利濫用の主張が目立つようになった。この時の権利濫用の理由は、特許権が無効であることを理由とするものであったが、その後の特許権侵害訴訟を見てみると、独占禁止法(以下、適宜「独禁法」と呼ぶ)に抵触することを理由とする権利濫用の主張も見られるようになっている。

独禁法は文字通り「独占を禁止する」法律であるのに対して、特許法は「発明に特許権という独占権を与える」法律であることから、従来から対立する制度であると言われていた。その一方で、独禁法第21条には、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定されている。しかし、特許権侵害事件ではないが上記キルビー特許事件後のマンホール鉄蓋事件(平成18年(ネ)第10015号)において、知財高裁は、独禁法第21条に規定する適用除外の意義を明らかにした。すなわち、「(独禁法第21条の)趣旨は、特許権は、業としての特許発明の実施の独占権であり(特許法68条)、～特許権等の権利行使と認められる場合には、独占禁止法を適用しないことを確認的に規定したものであって、～産業の発達に寄与することを目的とする特許制度等の趣旨を逸脱し、又は上記目的に反するような不当な権利行使については、独占禁止法の適用が除外されるものではないと解される。」と判示したのである。

今は、独禁法と特許法とは、公正かつ自由な競争促進を通じて経済発展を実現するという共通の目的を有する法律であり、相互に補完関係に立つものであるというのが通説になっている。そして、特許権侵害訴訟における独禁法に抵触することを理由とする権利濫用の判断においては、独禁法第21条の「権利の行使」が特許制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反するか否かで判断されるとされている。

このマンホール鉄蓋事件以降、独禁法に抵触することを理由とする権利濫用について被告側から抗弁があった特許権侵害事件としては、ざっと見る限り、下記リストAの通りであり、少数である。

【 リストA 】				
事件名	事件番号	判示事項	原告	被告
インクタンク事件	東京地判平成16年12月8日(平成16年(ワ)第8557号)	・独占禁止法違反については判断せず	キャンノン	リサイクル・アシスト(株)
	知財高判平成18年1月31日(平成17年(ネ)第10021号)	・具体的に判断していないものの、独占禁止法に抵触するとは認めていない		
	最高判平成19年11月8日(平成18年(受)826号)	・特に判断せず		
液体収納容器事件	東京地判平成22年6月24日(平成21年(ワ)第3527号、平成21年(ワ)第3528号、平成21年(ワ)第3529号、平成21年(ワ)第3530号、平成21年(ワ)第3538号、平成21年(ワ)第3539号)	・独占禁止法の抵触については、「差止めを求めることが、権利の行使に名を藉りた差用的なものではない」として、被告の主張を退ける。	キャンノン	(株) サップ(平成21年(ワ)第3527号)
	知財高判平成23年2月8日(平成22年(ネ)第10064号)	・原審の判断を追認		オフィネット・ドットコム(株)(平成21年(ワ)第3528号)
	最高判平成23年9月29日(平成23年(受)1027号)	・棄却・不受理		(株) スリーイーコーポレーション(平成21年(ワ)第3530号)
	東京地判平成22年6月24日(平成21年(ワ)第3529号)	・独占禁止法の抵触については、「差止めを求めることが、権利の行使に名を藉りた差用的なものではない」として、被告の主張を退ける。		(株) プレジール(平成21年(ワ)第3538号)
	知財高判平成23年2月8日(平成22年(ネ)第10063号)	・原審の判断を追認		(株) エム・エス・シー(平成21年(ワ)第3539号)
	最高判平成23年9月29日(平成23年(受)1028号)	・棄却・不受理		(株) サップオフィネット・ドットコム(株)、(株) スリーイーコーポレーション、(株) プレジール、(株) エム・エス・シー
薬剤分包用ロールペーパー事件	大阪地判平成31年3月5日(平成28年(ワ)第7536号)	・独占禁止法違反については主張されず	(株) 湯山製作所	(株) ネクスト (株) ヨシヤ
	東京地判令和元年10月10日(平成31年(ネ)第10031号)	・競争を不当に制限するということはできず、独占禁止法に違反しない		
トナーカートリッジ事件	東京地判令和2年7月22日(平成29年(ワ)第40337号)	・取引妨害に該当し独占禁止法に抵触するとして、特許権侵害訴訟において初めて独占禁止法違反を理由とする権利濫用を認めた	リコー	(株) ディエスジャパン、(株) ディエス ロジコ、(株) 奥美濃プロデュース
	知財高判令和4年3月29日(令和2年(ネ)第10057号)	・独占禁止法の取引妨害に該当しないとして、原判決を覆した ・地裁判決が示した特許権行使と独禁法に基づく権利濫用に関する判断枠組みを否定も肯定もしていない ・日本の特許権侵害訴訟においても、独占禁止法違反の抗弁が成立し得ることを明らかにした		
	最高裁令和4年11月2日	・上告不受理		

ただ、特許権を取得した技術の侵害に関するものではないが、設計・仕様変更などの製品設計行為による技術について独禁法違反を問う事件が下記リストBに示すように複数ある。これらの事件は、当該製品設計行為による技術が不公正な競争手段とみなされ、独禁法に抵触するか否かの判断が求められたものであるが、当該製品設計行為による技術について特許権が取得されていれば、特許権侵害事件になり得るものである。

【 リストB 】			
事件名	原告	被告	結論
平成23年(ワ)第13665号	エステー産業(株) (株)プレジール	キャンオン	・平成25年5月23日取下げ ・独占禁止法(不当な取引妨害)に該当するか否かについて提訴 ・原告に有利な状況での取下げと想像される
平成26年(ワ)第263330号	オーム電機等	セイコーエプソン	・平成28年4月5日取下げ ・原告は、被告の特許権に基づく差止請求が不当な取引妨害に該当するとして訴訟提起
東京地判令和3年9月30日(令和元年(ワ)第35167号)	エレコム(株) カラークリエーション(株)	ブラザー工業(株)	・抱き合わせ販売等の不法行為を構成するとして独占禁止法違反を認める
大阪地判令和5年6月2日(令和2年(ワ)第10073号)	(株)エコリカ	キャンオン	・抱き合わせ販売や取引妨害には該当しないとして独占禁止法に違反しない
大阪高判令和6年9月12日(令和5年(ホ)第1531号)			・抱き合わせ販売や取引妨害には該当しないとして独占禁止法に違反しない

事件の分野としては、薬剤分包用ロールペーパー事件を除いてプリンターや複写機等のアフターマーケットに関するものが多い。そして、上記リストA, Bに挙げた事件を通じての裁判所の判断としては、トナーカートリッジ事件の地裁判決(平成29年(ワ)第40337号)で特許権侵害訴訟において初めて独禁法違反を理由とする権利濫用が認められ、その後、令和元年(ワ)第35167号の地裁判決において抱き合わせ販売等に該当するとして独禁法違反を理由とする権利濫用が認められた程度で、独禁法違反を理由とする権利濫用が主張されるものの、現状認められた事件としては少ない。しかしながら、上記トナーカートリッジ事件の控訴審において、知財高裁は、独禁法違反を否定しつつも、地裁判決が示した特許権行使と独禁法に基づく権利濫用に関する判断枠組みを否定も肯定もしていないことから、「知財高裁が特許権侵害訴訟においても独禁法違反の抗弁が成立し得ることを明らかにした」との見解も見られ、今後注目したい処である。

近年、知的財産権を用いたビジネスや取引の活発化に伴い発生する競争上の問題に対処するために、独禁法を運用する公正取引委員会が「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」など、競争政策における知的財産制度との関係に関する指針、ガイドライン等を公表するに至っており、今後も様々な分野の事例を取り上げて逐次改訂・充実させていくものと思われる。してみると、特許権侵害事件における独禁法抵触を理由とする権利濫用の主張は、現状、事例が少なく、また限られた分野でなされ、更に認められ難い状況にはあるものの、今後増加していくことが予想される。今後の特許権侵害事件における訴訟戦略においては、独禁法の観点からの検討・対策も重要となるのかもしれない。

以上